

事業者 殿

主催 (一社) 埼玉労働基準協会連合会
 (登録番号 T6030005000549)
 (一社) 行田地区労働基準協会
 (受付・収納代行事業者)

(熊谷会場)「安全衛生推進者」養成講習開催のご案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として、各種資格取得講習を実施しています。ついては、地区協会の協力のもとに下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※安全衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種であって、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。
 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。
 ※安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく業種である社会福祉施設、飲食店、各種商品小売業・家具等小売業・燃料小売業以外の小売業の安全推進者にもお勧めです。

記

- 1 日 時 2025年12月10日(水) (受付開始9:00) 9:30~16:00
12月11日(木) 9:30~16:10
- 2 講習会場 行田市商工センター 401 研修室
TEL: 048-524-5007 (秩父鉄行田市駅下車 徒歩約10分)
- 3 定 員 70名 (定員になり次第、締切らせていただきます。)
- 4 講習費用 14,630円 内訳: 受講料13,200円(消費税含む)、テキスト代1,430円(消費税含む)
※納付いただいた講習費用は、お返しいたしません。
- 5 講習内容

安全管理	2時間	危険性または有害性等の調査等	2時間
作業環境管理と作業管理	2時間	健康の保持増進	1時間
安全衛生教育	1時間	安全衛生関係法令	2時間

 *テキストは講習当日にお渡しいたします。

- 7 申込方法 下記(3)の【申込先】へ、郵送でお申込み下さい。
 - (1)【講習費用を現金書留でお支払いの場合】
 - ①受講申込書 ②講習費用
 - ③返信用封筒[宛先を明記し、110円切手を貼付して下さい。]を同封の上、現金書留でご送付ください。受付後、受講票と領収書を送付します。
 - (2)【講習費用を振込でお支払いの場合】
 上記①、③をご送付下さい。受付後、受講票を送付いたします。
 ※請求書が必要な場合は、請求書希望と記載したメモをつけて下さい。
 受講票と同封致します。受講料は受講票が届いた後に下記の口座へお振込み下さい。(振込期限 11月30日)

振込先: 埼玉りそな銀行 行田支店 普通 0034902
 名 義: 一般社団法人 行田地区労働基準協会

 銀行発行の振込金受取書(振込明細書)をもって、領収書に代えさせていただきます。
 - (3) 申 込 先 (一社) 行田地区労働基準協会 TEL: 048-553-5300
 〒361-0077 行田市忍2-1-8 (行田市商工センター内)

※お申込みのキャンセル及び別日時への変更はできません。

- 8 修了証 修了者には、講習修了後に所定の資格修了証を交付いたします。
 ■受講申込書は裏面にあります。お手数ですが、コピーしてご使用ください。



